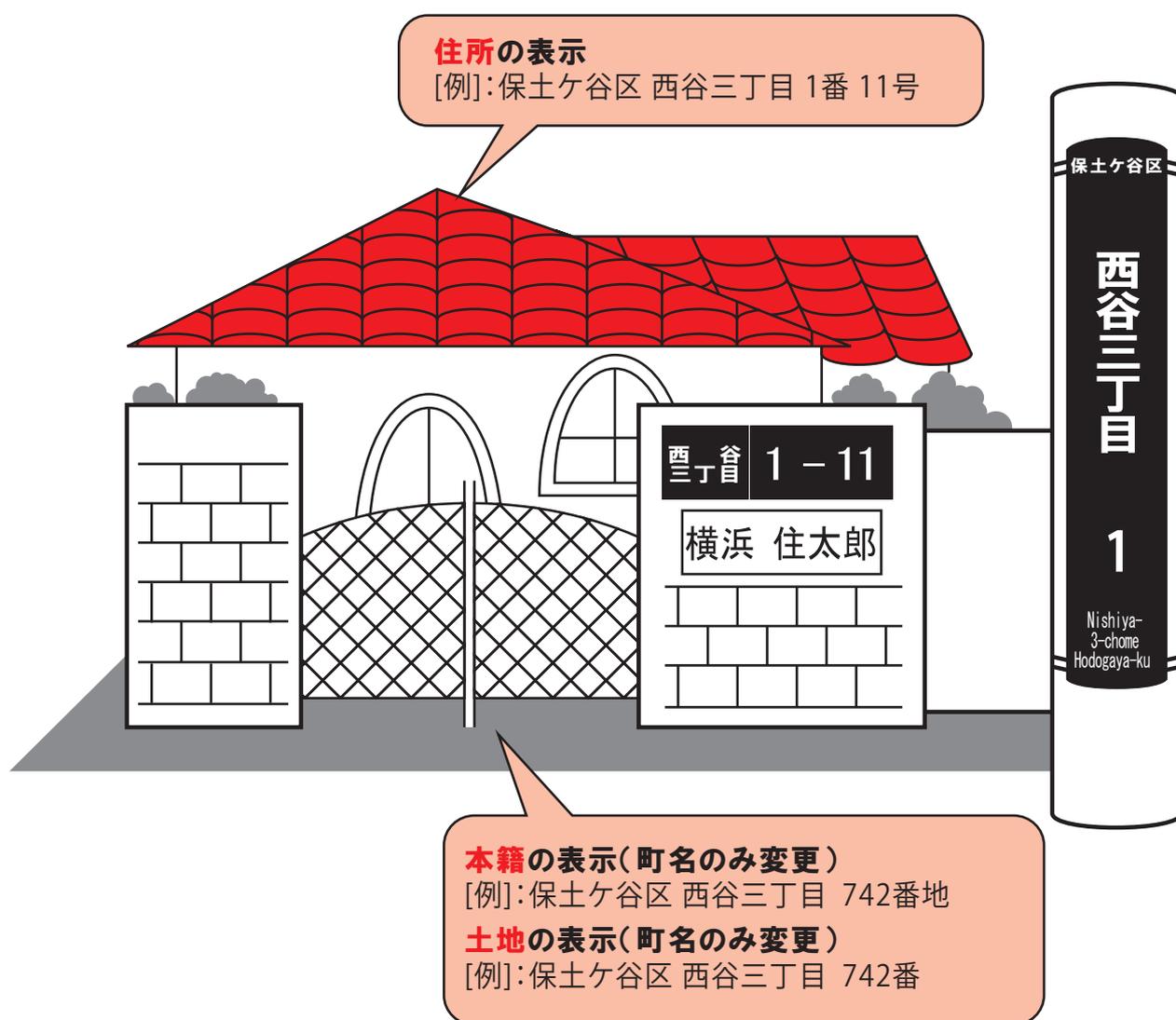


住居表示のしおり

西谷地区 (西谷一～四丁目)

令和2年(2020年)

10月19日(月)から
住所の表し方が変わります。



●問合せ先

横浜市 市民局 窓口サービス課 住居表示担当

☎ 045-671-2320 FAX 045-664-5295

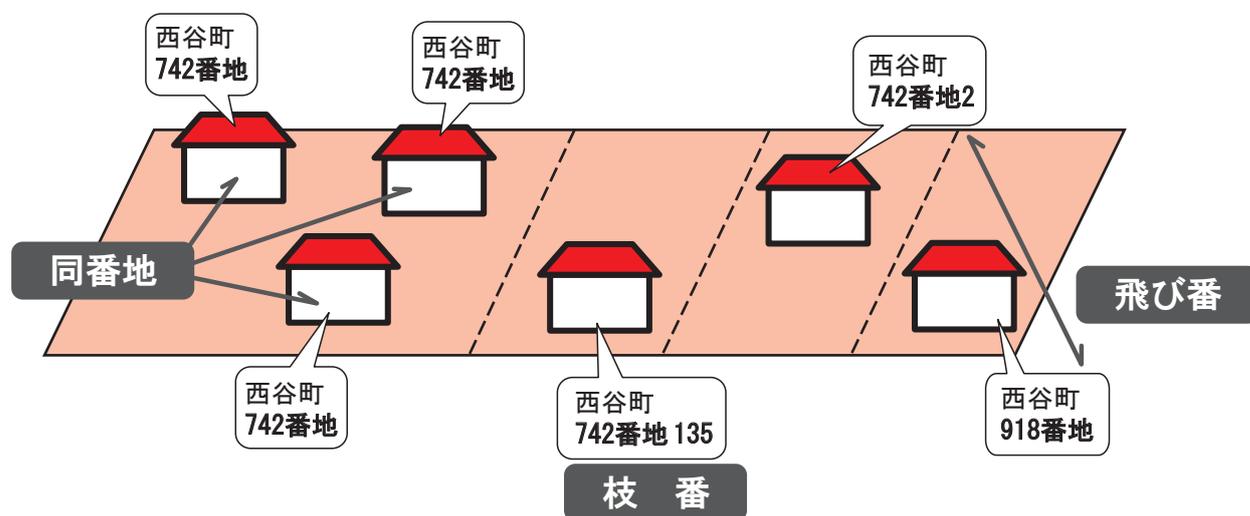
はじめに

現在、西谷町では「地番」（土地を管理するために付けられた番号）を用いて住所を表していますが、1つの土地に複数の家が建つと同じ住所となります（同番地）。また、土地の売買などに伴って分筆や合筆が行われると、分筆の順に「枝番」が付けられたり、合筆で地番がなくなることによって「飛び番」が生じるなど、建物の並びと合わなくなるため住所として分かりづらくなります。このため、住所から場所を特定することが難しくなり、郵便物の誤配や緊急車両の到達や発災時の支援に遅れが生じる恐れがあります。

そこで、住所を分かりやすくするために、「住居表示」を実施することになりました。

これに伴って、令和2年10月19日から、住所や事業所などの所在地の表示が、後日別途お届けする「住居表示変更通知書」のとおり変更されます。実施日以降は、新住所を使用することになりますので、ご協力をお願いいたします。

※分筆…土地を分割すること
合筆…複数の土地を合わせて1つにすること



<目次>

◇ このしおりと一緒にお届けしたもの	3
◇ 別途、郵便でお送りするもの	4
◇ 住所などの変更例	5
◇ 住所の変更手続きについて	
・ 手続きが必要な主なもの	6
・ 手続きが不要なもの	10
【各種手続きの詳細】	
・ 運転免許証の手続き	11
・ 不動産登記の手続き	13
◇ マイナンバーカード(個人番号カード)の申請手続き	15
◇ よくある質問	19
◇ 関係機関のご案内	21

このしおりと一緒にお届けしたもの

<p>新旧対照案内図</p>	<p>住所案内用の地図です。各建物の旧住所(黒い数字)と住居表示実施後の新住所(赤い数字)が分かるようになっています。</p>
<p>町名板 住居番号表示板 (1棟に各1枚)</p>	<p>住所をお知らせするための表示板です。(青いアルミ板) 門や郵便受けなど、見やすい所に取り付けてください。(専用ボンド同封) ※集合住宅(アパート・マンション・団地)等は、管理者または所有者にお届けします。</p> <div style="text-align: center;">  </div>
<p>郵便番号変更のお知らせ</p>	<p>郵便番号変更のお知らせチラシです。住居表示実施に伴い、郵便番号も変更となります。 ※保土ヶ谷郵便局からののお知らせです。</p> <p>【新しい郵便番号】</p> <p style="text-align: center;">〒240-0054 (西谷)</p>
<p>お知らせ用はがき (1世帯に50枚)</p>	<p>新住所を知人や取引先などにお知らせするためのはがきです。(送料無料で) 住居表示実施後に新住所と名前をご記入の上、はがきが入っている封筒にまとめて入れ、封をしてからポストに投函してください。宛先が異なっても構いません。</p> <p>必要に応じて枚数を追加できる場合があります。 詳細は、保土ヶ谷郵便局にお問い合わせください。</p> <p>旧住所で差し出された郵便物も1年間は配達されます。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="491 1211 842 1727" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">郵便はがき</p> <p style="text-align: center;">通信事務郵便</p> <p style="text-align: center;">日本郵便株式会社 保土ヶ谷郵便局</p> <p style="text-align: center;">住居表示のお知らせ</p> <p style="text-align: center;">2:40:8:7:9:9 (あなたの住所にも郵便番号を)</p> </div> <div data-bbox="858 1211 1209 1727" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">住所変更のお知らせ</p> <p>住居表示の実施により、下記の方の住所が変更となりますので、お知らせいたします。</p> <p>○郵便をお出しの際は、必ず新しい郵便番号と住所をご記入ください。 ○住所録をご訂正ください。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p><新しい住所> 郵便番号 240-0054 横浜市保土ヶ谷区西谷三丁目1番11号</p> <p>氏名 横浜 住太郎</p> </div> </div> <div style="margin-top: 10px;"> <p>知人や取引先などの宛先をご記入ください。</p> <p>※ 新住所のお知らせ以外の目的では利用できません。 ※ 新住所と名前の記入忘れにご注意ください。</p> </div> <div style="margin-top: 10px; border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> <p>ご自身の新住所と名前をご記入ください。(赤字の部分)</p> </div>
<p>地元説明会のお知らせ・説明資料</p>	<p>住居表示実施に伴う、住所等変更手続に関する地元説明会開催のお知らせチラシと、説明会で使用する資料です。説明会にご出席の際は、資料をお持ちください。</p>
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・不動産登記申請書 ・個人番号カード交付申請書 ・個人番号カード交付申請書送付用封筒の作成について ・住居表示変更証明申請書 ・土地の名称等の変更証明申請書

※ 法人の方には「会社・法人の変更登記の手引」(「変更登記申請書」入り)を同封しました。

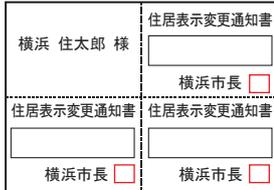
別途、郵便でお送りするもの

住居表示変更 通知書

〔16歳以上の方
一人につき6通〕

9月中旬に郵送

<イメージ>



※1枚に住居表示変更通知書3通
(1人につき2枚)

住居表示変更通知書	
<small>住居表示に関する法律により、あなたの住居等の表示は次のとおりになりましたのでお知らせします。</small>	
氏名又は名称	横浜 住太郎
住居所の表示 施設の場所	実施前 横浜市保土ヶ谷区西谷町742番地
	実施後 横浜市保土ヶ谷区西谷三丁目1番11号
住居表示実施期日	令和2年10月19日
令和2年10月19日 横浜 住太郎 様	
横浜市長印	
<small>この通知書は、住居表示変更証明書の代わりに使用できます。</small>	

対象の方それぞれのお名前が印字されていますので、ご確認ください。

住所の変更についての通知です。このしよりのセットとは別に、**9月中旬に郵送します**。運転免許証や不動産登記など、住所変更の手続(6ページ以降参照)の際に証明書としてご利用ください。(令和2年10月19日以降有効)

※住居表示変更通知書は16歳以上の方1人につき6通分あります。
住所変更手続の際は、切り取ってご利用ください。

枚数が不足する場合や、16歳未満で証明書を必要とする方は、「住居表示変更証明書」(無料)を下記のとおり、郵送でご請求いただくことができます。

本籍更正通知書

〔実施地区内に
本籍地がある方〕

10月下旬に郵送
(10月19日以降)

<イメージ>



※A4サイズ1通

横浜市保土ヶ谷区西谷三丁目1番11号 横浜 住太郎 様	
横浜市長印	
横浜市保土ヶ谷区長	
本籍更正通知書	
氏名	横浜 住太郎
	横浜 花子
	横浜 一郎
本籍	変更前 神奈川県横浜市保土ヶ谷区西谷町742番地
	変更後 神奈川県横浜市保土ヶ谷区西谷三丁目742番地
変更年月日	令和2年10月19日

本籍の変更についての通知です。住居表示実施地区内に本籍地がある方に、**令和2年10月19日以降に郵送します**。運転免許証(11ページ)など、本籍の変更手続の際に証明書としてご利用ください。

枚数が不足する場合や、本籍更正通知書が届く前に必要な方は、「土地の名称等の変更証明書(本籍変更証明書)」(無料)を、下記のとおり郵送でご請求いただくことができます。

郵送請求方法について(令和2年10月19日(月)以降にご請求いただけます。)

●お送りいただくもの(以下2点) ※令和3年3月31日まで切手不要で利用できる送付用封筒を同封しています。

1 請求書(同封の申請書またはお手持ちの便箋等に記載してください)

①申請者の住所、氏名、電話番号

②【住居表示変更証明書の場合】…証明が必要な方の旧住所・新住所・氏名

【土地の名称等の変更証明書(本籍変更証明書)の場合】

…証明が必要な方の住所、氏名、旧本籍、新本籍

③必要な枚数

2 返信用封筒

返信先の郵便番号、住所、氏名を記載し、返信用切手を貼付してください。

●証明書発行手数料

無料

●送付先

横浜市郵送請求事務センター 宛

〒231-8307 横浜市中区尾上町1丁目6番地 (令和3年1月15日まで)

〒231-0062 横浜市中区桜木町1丁目1番地56 (令和3年1月16日以降) ※移転のため

住所などの変更例

◇「住所」 … 新町名と街区番号(○番)・住居番号(○号)で表します。

●一戸建てなどの場合

実施前 横浜市 保土ヶ谷区 西谷町 742番地
町名 番地

実施後 横浜市 保土ヶ谷区 西谷三丁目 1番 11号
新町名 街区番号 住居番号

●集合住宅（戸数が少ない建物）の場合

実施前 横浜市 保土ヶ谷区 西谷町 742番地 保土ヶ谷アパート201号室
町名 番地 方書

実施後 横浜市 保土ヶ谷区 西谷三丁目 1番 11号 保土ヶ谷アパート201号室
新町名 街区番号 住居番号 方書

●集合住宅（戸数が多い建物）で部屋番号を住所に採用した場合

実施前 横浜市 保土ヶ谷区 西谷町 742番地 保土ヶ谷マンション201号室
町名 番地 方書

実施後 横浜市 保土ヶ谷区 西谷三丁目 1番 11-201号
新町名 街区番号 住居番号

部屋番号を住所に用いた場合は、マンション・団地などの名称は方書としてつける必要がなくなります。

◇「本籍」 … 新町名と従来の地番で表します。

実施前 横浜市 保土ヶ谷区 西谷町 742番地
町名

実施後 横浜市 保土ヶ谷区 西谷三丁目 742番地
新町名

町名のみが新町名に変更となります。(番地の部分はそのままです)

住居表示実施後は、住所と本籍の表し方が異なります。本籍の表示を新住所に合わせる表示にしたい場合は、**令和2年10月19日以降**にご本人が「**転籍届**」を届け出ること、住居表示の街区番号(○番)に変更できます。(19ページのQ8を参照)手続の詳細は横浜市コールセンター(☎664-2525)または保土ヶ谷区役所戸籍課戸籍担当(☎334-6231)にお問い合わせください。

●転籍を届け出た場合の本籍の例

転籍後 横浜市 保土ヶ谷区 西谷三丁目 1番
新町名 街区番号

住居番号の「○号」は建物に付ける番号(住居番号)なので本籍には表示できません。

◇「不動産(土地・建物)」 … 新町名と従来の地番で表します。

〈土地〉

実施前 横浜市 保土ヶ谷区 西谷町 742番
町名 地番

実施後 横浜市 保土ヶ谷区 西谷三丁目 742番
新町名 地番

〈建物〉

実施前 横浜市 保土ヶ谷区 西谷町 742番地
町名 地番

実施後 横浜市 保土ヶ谷区 西谷三丁目 742番地 (家屋番号742番)
新町名 地番

※ 原則として地番は変わりません。法務局での登記事項証明書、区役所での固定資産税評価証明書は、「住居番号」ではなく、「地番」でご請求ください。

住所の変更手続について

住居表示実施に伴い、実施地区内の住所や本籍の表記が変更されます。

原則として、区役所や関係機関で管理する公簿(住民票など)は横浜市や関係機関が書き換えを行いますので、手続は不要です。ただし、法令等の関係上「本人申請による住所変更手続が必要」とされているものもありますので、「**手続が必要な主なもの**」をご覧ください、**該当する手続をお願いします。**

手続が必要な主なもの

手続は令和2年10月19日以降にお願いします

次に挙げるものに関して、必要に応じて住所等変更手続をお願いします。

住所の変更手続には、別途お送りする住所変更の「住居表示変更通知書」(4ページ参照)をご利用ください。

枚数が不足する場合や16歳未満の方が証明書を必要とする場合は、**令和2年10月19日以降**に横浜市郵送請求事務センターへ「住居表示変更証明書」(**無料**)をご請求ください。(詳細は4ページをご確認ください。)

本籍の変更手続には「本籍更正通知書」(4ページ参照)をご利用ください。

「本籍更正通知書」は**令和2年10月19日以降**に戸籍の筆頭者宛に郵送します。枚数が不足する場合は、**令和2年10月19日以降**に横浜市郵送請求事務センターに「土地の名称等の変更証明書(本籍変更証明書)」(**無料**)をご請求ください。(詳細は4ページをご確認ください。)

該当するものについて、手続をお願いします。

<自動車関係> 7ページ

- 運転免許証の住所・本籍
- 自動車検査証(自動車[軽自動車を除く]、250ccを超える二輪車)の使用者・所有者の住所
- 軽自動車検査証の使用者・所有者の住所
- 軽自動車届出済証(軽二輪自動車[125ccを超え250cc以下])の使用者・所有者の住所

<不動産・法人登記関係> 8ページ

- 不動産(土地・建物)所有者の住所
- 法人の所在地・代表者の住所

<その他> 8・9ページ

- マイナンバーカードまたは住民基本台帳カード(顔写真付き)の住所
- 在留カード及び特別永住者証明書の住所
- 各種免許・許可証の住所
- 携帯電話等契約者の住所
- 金融機関・保険会社・郵便貯金(ゆうちょ銀行)・かんぽ生命保険と取引や契約のある方の住所
- 会社等にお勤めの方の住所
- 幼稚園・保育園(横浜市立以外)に通っている方の住所
- 横浜市立小・中学校以外の学校に通っている方の住所
- 高校(横浜市立の高校を含む)に通っている方の住所
- 企業年金基金に届けている住所

<自動車関係>

内 容	手 続 先	期 限	必要書類
運転免許証 の住所・本籍 ※詳細は11ページをご確認ください。 ※運転経歴証明書については、 手続先にお問い合わせください。	保土ヶ谷警察署 (☎ 335-0110) または 運転免許センター (☎ 365-3111)	住居表示実施後すみやかに ※実施直後は大変な混雑が予想されます。 <u>運転免許証と住居表示変更通知書の2つを合わせる</u> と、 <u>本人確認資料としてご利用できます</u> ので、 手続をお急ぎでない方、 体調の優れない方は、 実施直後のご来場をお控えください。	①運転免許証 ②記載事項変更届 ※保土ヶ谷警察署、運転免許センターにあります ③住居表示変更通知書 (または住居表示変更証明書) ④本籍更正通知書 (または土地の名称等の変更証明書) ※③④は提示のみ (必ず <u>原本</u> をお持ちください)
自動車検査証 (自動車[軽自動車を除く]、 250ccを超える二輪車) の使用者・所有者の住所	関東運輸局 神奈川運輸支局 (☎ 050-5540-2035)	住居表示実施後すみやかに ※実施直後は大変な混雑が予想されます。 体調の優れない方は、 実施直後のご来場をお控えください。 (手続は特に急を要するものではございません)	①自動車検査証 ②申請書(手続先にあります) ③住居表示変更通知書 (または住居表示変更証明書) ※要提出(コピーでも可) ④印鑑 (認印でも可) ※代理人が手続をする場合は、 委任状が必要です
軽自動車検査証 の使用者・所有者の住所	軽自動車検査協会 神奈川事務所 (☎ 050-3816-3118)	通常の場合、 車検・売却等の際に届出を していただければ結構です	①自動車検査証 ②申請書(手続先にあります) ③住居表示変更通知書 (または住居表示変更証明書) ※要提出(コピーでも可) ④印鑑 (認印でも可)
軽自動車届出済証 (軽二輪自動車 [125ccを超え、250cc以下]) の使用者・所有者の住所	関東運輸局 神奈川運輸支局 (☎ 050-5540-2035)	住居表示実施後すみやかに ※実施直後は大変な混雑が予想されます。 体調の優れない方は、 実施直後のご来場をお控えください。 (手続は特に急を要するものではございません)	①軽自動車届出済証 ②申請書(手続先にあります) ③住居表示変更通知書 (または住居表示変更証明書) ※要提出(コピーでも可) ④印鑑 (認印でも可)

※ 各機関の所在や連絡先は「関係機関のご案内」(21・22ページ)でご確認ください。

※ 125cc以下の二輪車使用者・所有者の住所変更手続は必要ありません。

保土ヶ谷区役所が新住所に変更します。詳細は、保土ヶ谷区役所税務課市民税担当(☎ 334-6244)へお問い合わせください。

<不動産・法人登記関係>

内 容	手 続 先	期 限	必要書類
不動産(土地・建物)の所有者の住所 ※詳細は13ページをご確認ください。	不動産の登記先の法務局 ※実施地区内の不動産の管轄は横浜地方務局神奈川出張所(☎431-5353)です。	特に期限はありません ※相続・売買・贈与・抵当権の設定などの事由が発生した時に併せて手続しても構いません。	①不動産登記申請書 ※しおりに同封したものをご利用ください ②住居表示変更通知書(または住居表示変更証明書) ※原則として原本を提出 ③印鑑(認印でも可)
法人の所在地・代表者の住所 ※詳細は「会社・法人の変更登記の手引」(法人にのみ同封)をご確認ください。	本店・支店の所在地を管轄する法務局 ※感染症拡大防止策として、直接の来庁を可能な限り控えていただき、郵送によるご申請をお願いいたします。	【本店】 住居表示実施日から2週間以内 【支店】 住居表示実施日から3週間以内 ※本店の登記手続を先に済ませてください。	①会社変更登記申請書 ※しおりに同封したものをご利用ください ② 【本店のみ】 住居表示変更通知書(または住居表示変更証明書) ※原則として原本を提出 ③ 【支店のみ】 本店の変更登記を証する履歴事項証明書 ※申請書に会社法人番号を記載した場合は、添付不要

※各機関の所在や連絡先は「関係機関のご案内」(21・22ページ)をご確認ください。

<その他>

内 容	手 続 先	期 限	必要書類
マイナンバーカード(個人番号カード)又は住民基本台帳カードの住所 ※顔写真無し住民基本台帳カードは手続不要	保土ヶ谷区役所 戸籍課登録担当(1階4番窓口) (☎334-6234)	お急ぎでない方は、令和3年1月中旬～2月末の間での手続にご協力をお願いします。 ※令和2年10月～令和3年1月中旬及び3月は、マイナンバーカード更新対応や引越シーズンにより、窓口が大変混み合います。 ※お手続までの間は、「カード」+「住居表示変更通知書」で本人確認資料としてご利用できます。	①マイナンバーカード又は住民基本台帳カード ※交付時に設定した暗証番号が必要です。 ※代理人(本人以外)が手続をする場合は当日変更できないことがありますので、予めご相談ください。 ※マイナンバーカード右下の青い部分に追記する余白がない場合、カードを無料再交付します(改めて証明写真が必要になります。交付まで1～2ヶ月程度かかります)。 詳細は手続先へお問い合わせください。
在留カード及び特別永住者証明書の住所			①在留カードまたは特別永住者証明書 ※同一世帯員以外が手続をする場合は委任状が必要です。

※各機関の所在や連絡先は「関係機関のご案内」(21・22ページ)をご確認ください。

<その他>

内 容	手 続 方 法
各種免許・許可証の住所	所管する機関へご確認ください
携帯電話等契約者の住所	契約先へご確認ください
金融機関・保険会社・その他各種企業等と取引や契約のある方の住所	取引先・契約先へご確認ください
会社等にお勤めの方の住所	勤務先へご確認ください ※勤務先へ住所変更の手続きを行っていただくことで、社会保険の住所も変更されます。
幼稚園・保育園(横浜市立以外)に通っている方の住所	通園先へご確認ください
横浜市立小・中学校 <u>以外</u> の学校に通っている方の住所	通学先へご確認ください
高校(横浜市立の高校を含む)に通っている方の住所	通学先へご確認ください
企業年金基金に届けている住所	加入先へご確認ください

◇主な問合せ先

※ フリーダイヤルは一部IP電話からはつながらない場合があります

携 帯 電 話	NTTドコモ	ドコモインフォメーションセンター ・ドコモ携帯電話から…………… ☎151(局番なし) ・一般電話から…………… ☎0120-800-000 ※手続き内容によっては、契約者ご本人様からのお電話をお願いする場合がございます。
	au(KDDI)	総合案内 ・au携帯電話から…………… ☎157(局番なし) ・一般電話から…………… ☎0077-7-111
	ソフトバンク	ソフトバンクカスタマーサポート ・ソフトバンク携帯電話から…………… ☎157(局番なし) ・一般電話から…………… ☎0800-919-0157
銀 行	三菱UFJ銀行	三菱UFJ銀行コールセンター…………… ☎0120-860-777
	みずほ銀行	みずほインフォメーションダイヤル…………… ☎0120-3242-86
	三井住友銀行	二俣川支店…………… ☎045-363-1921
	横浜銀行	西谷支店…………… ☎045-371-3241
	ゆうちょ銀行	ゆうちょコールセンター…………… ☎0120-108-420
	JA横浜	保土ヶ谷支店…………… ☎045-373-9522
	横浜信用金庫	西谷支店…………… ☎045-371-3201

※契約内容・取引形態の違いにより、手続き方法や必要書類が異なりますので、各会社・銀行にお問い合わせください。

なお、インターネット等で手続きする場合、郵便番号検索をしても当面の間、新町名が表示されない場合があります。

手続きが不要なもの

区役所で管理する公簿 (住民票、戸籍、印鑑登録、税関係 など)	横浜市が新住所に書き換えます。 印鑑登録証は住居表示実施後も引き続きご利用いただけます。
国民健康保険被保険者証、介護保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、各種医療証 (保土ヶ谷区役所保険年金課保険係が交付しているもの)	住居表示実施後も引き続きご利用いただけます。 本人確認資料としてご利用いただいているなど、新住所への書換えを希望する場合は、保土ヶ谷区役所保険年金課保険係に令和2年10月19日以降(後期高齢者医療被保険者証は10月20日以降)にご申請ください。
年金	
国民年金、厚生年金受給権者 国民年金、厚生年金加入者 (会社員・公務員に扶養されている配偶者含む)	日本年金機構が新住所に書き換えます。 しばらくの間は通知等が旧住所で届く場合がありますので、ご了承ください。 ※年金証書及び年金手帳は住所変更不要 ※日本年金機構へお届けの住所が住民票の住所と異なる場合等は、 <u>手続きが必要です</u> 。 手続きの詳細等、ご不明な点は、横浜西年金事務所(☎820-6655)にお問い合わせください。
共済組合加入者 (旧共済年金加入者)	共済組合が新住所に書き換えます。特別な事情のある方は共済組合へご確認ください。
電子証明書 (公的個人認証サービス) ※マイナポイント、コンビニ交付、確定申告 (e-Tax) 等でご利用の方	住居表示実施後も引き続きご利用いただけます。
パスポート	パスポートの最終ページに旧住所を記入されている方は、ご自身で二重線を引き、余白部分に新住所をご記入ください。
雇用保険被保険者証 (ハローワーク発行のもの)	住居表示実施後も引き続きご利用いただけます。
公共サービス等	
水道、東京電力、東京ガス、NTT (固定電話)、NHK	各社が新住所に書き換えます。しばらくの間は通知等が旧住所で届く場合がありますので、ご了承ください。 ※電力・ガスの自由化により、東京電力・東京ガス以外の会社とご契約の方は、 <u>住所変更手続きが必要な場合があります</u> 。 契約先へお問い合わせください。
郵便	旧住所で差し出された郵便物は、住居表示実施後1年間は配達されます。 ※郵便貯金(ゆうちょ銀行)・保険(かんぽ生命保険)等は <u>手続きが必要です</u> 。

住居表示実施区域内に「住所」または「本籍」があり、運転免許証をお持ちの方は、運転免許証の記載事項を変更する必要があります。該当する方は、次ページの書式例を参考にして運転免許証記載事項変更届を作成し、必要書類を添付して、**令和2年10月19日以降**に手続を行ってください。

- 《手続先》 保土ヶ谷警察署または運転免許センター ※「関係機関のご案内」(21・22ページ)参照
- 《手続開始》 **令和2年10月19日以降**に行ってください。
 ※実施直後は大変な混雑が予想されますので、手続をお急ぎでない方は、実施直後のお手続をお控えください。
- 《受付期間》 **月～金曜**(祝日・休日・年末年始を除く) **※土・日は手続ができません**
 午前8時30分～正午 / 午後1時～午後5時15分
- 《届出用紙》 「運転免許証記載事項変更届」
 ※保土ヶ谷警察署・運転免許センターの窓口にて備え付けてあります
- 《その他》
 - ・手数料はかかりません。
 - ・代理人が手続する場合は、代理人の本人確認ができる資料をお持ちください。委任状は不要です。
 - ・運転免許証に記載されている住所・本籍が現在(住居表示実施前)の表示と異なる場合や、住居表示実施後に転籍をしたときは、**住民票(有料)など移転等の経過を証明するもの**が、別途必要です。(運転免許証のICチップには住所・本籍の情報が格納されています)

◇運転免許証の変更手続が必要な方

1. 「住所」と「本籍」が住居表示実施区域内にある方

住所と本籍を変更(次のページの①と②の記入が必要です)

【手続に必要なもの】

- ・住居表示変更通知書(または住居表示変更証明書)
- ・本籍更正通知書(または土地の名称等の変更証明書)

原本を提示
 ※返却されます

※「本籍更正通知書」は令和2年10月19日以降に別途郵送します

※住所と本籍を同時に変更する場合は、それぞれの通知書が届いた後、同時に手続してください

2. 「住所」のみ住居表示実施区域内にある方(本籍は区域外の方)

住所のみ変更(次のページの②の部分の記入が必要です)

【手続に必要なもの】 ・住居表示変更通知書(または住居表示変更証明書)

原本を提示
 ※返却されます

3. 「本籍」のみ住居表示実施区域内にある方(住所は区域外の方)

本籍のみ変更(次のページの①の部分の記入が必要です)

【手続に必要なもの】

- ・本籍更正通知書(または土地の名称等の変更証明書)

原本を提示
 ※返却されます

※「本籍更正通知書」は令和2年10月19日に別途郵送します

※ご家族に該当者がいる場合は、ご案内をお願いします

※住所地を管轄する警察署で手続してください

※本籍が記載してある住民票を使用した場合は、警察署が回収します。

不動産登記の手続

【問合せ先】

不動産の登記先の法務局

※横浜地方法務局神奈川出張所(☎431-5353)など

住居表示実施区域内に住所があり、不動産(土地・建物)をお持ちの方は、登記簿に記載されている不動産所有者の住所を変更する必要があります。

該当する方は、次ページの記載例を参考にして**登記申請書**を作成し、「住居表示変更通知書」(または住居表示変更証明書)を添付して**令和2年10月19日以降**に手続を行ってください。※手数料は無料

《手続先》 不動産の所在を管轄する法務局(横浜地方法務局神奈川出張所など)

※「関係機関のご案内」(21・22ページ)参照

《手続開始》 **令和2年10月19日以降**

※手続は、特に期限はありませんので、相続・売買・贈与・抵当権の設定などの事由が発生した時に、あわせて行っても構いません。

《受付時間》 月～金曜(祝日・休日・年末年始の休日を除く) **※土・日は手続ができません**

午前8時30分～午後5時15分

※住所変更等の登記相談は予約制です。事前にお電話で予約をお願いします。

《必要書類》 ①**不動産登記申請書**

このしおりに同封したものをご利用ください。枚数が不足する場合は、法務局神奈川出張所にもあります。

同封したもののコピーや、ご自分で同様の書式で作成したものでも構いません。

②**住居表示変更通知書(または住居表示変更証明書)**

※原則として原本提出 ※共有名義の場合は全員分

③**印鑑** 認印可(スタンプ印は不可)

※現住所と登記簿に記載されている住所が異なる場合は、住民票(有料)などその移転等の経過を証明するものが必要です。

《その他》 ・所有権、抵当権、地上権、賃借権、仮登記等の権利者として登記している方も手続が必要です。

・**同一の登記所(法務局)において、同一所有者で権利登記内容が同じ場合は、1枚の申請書で複数の不動産の申請ができます。**

・申請書は他の書類とともに左とじにしてください。

〈郵送・代理人による手続〉

【郵送による手続】

手続は郵送で行うことができます。

申請書等を入れた封筒のオモテ面に「不動産登記申請書在中」と記載し、管轄の法務局に書留郵便で送付してください。

【代理人による手続】

委任状(便せんでも可)があれば、代理人による手続ができます。右図を参考に作成してください。

【登記完了証】

変更登記が完了すると、「登記完了証」の受け取りが必要です。登記完了証を郵送で返送することを希望する場合は、返信用封筒に簡易書留代(320円)に郵便料金を合算した金額分の切手を貼付して、法務局に提出してください。

委 任 状

代理人の住所 横浜市〇区〇〇町〇〇番地
氏名 横浜 花子

私は、上記の者を代理人と定め、次の事項を委任します。

1. 下記不動産の所有権名義人住所変更手続に関する一切の事項
2. 取下げの場合は、取下げ手続に関する一切の事項

令和〇年〇月〇日

申請人の住所 横浜市〇区〇〇町〇〇番地
氏名 横浜 住太郎 (印)

(不動産の表示)

1. 土地の表示
横浜市保土ヶ谷区西谷三丁目742番
2. 建物の表示
横浜市保土ヶ谷区西谷三丁目742番地
家屋番号 742番

認印可
(スタンプ印は不可)

【不動産登記申請書の記載例】

(土地と建物を同時に変更する場合)

- 赤字部分をご記入ください。
- 申請書に不動産の表示を記載する際は、お手持ちの登記簿謄本等をご確認ください。
(登記事項証明書、登記事項要約書の交付は有料です)
- 共有名義で原因及び変更後の住所が同じ場合は、連名で住所・氏名を記入し、押印してください。
- 手続の際は、住居表示変更通知書(または住居表示変更証明書)の原本を添付してください。
- 共有名義の方や会社・法人の方は記載内容の修正が必要となる場合があります。詳細は法務局へご確認ください。
- 表題部に記載されている所有者の住所変更登記は書式が異なりますので、法務局でご確認ください。

登記申請書

印鑑は認印可
(スタンプ印は不可)

登記の目的 所有権登記名義人住所変更

原因 令和 2 年 10 月 19 日 住居表示実施

変更後の事項 住所 横浜市 保土ヶ谷区 西谷三丁目 1 番 11 号 新住所を記入

申請人 住所 横浜市 保土ヶ谷区 西谷三丁目 1 番 11 号 新住所を記入
氏名 横浜 住太郎 (印) 連絡先電話番号 ○○○-○○○○

(代理人 横浜市○○区○○町○○番地)
横浜 花子 (印) 代理人による手続の場合 (印)

添付書類 住居表示変更通知書または住居表示変更証明書 捨て印

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日 申請 横浜地方法務局 神奈川 出張所
申請日を記入

登録免許税 登録免許税法第五条第四号により非課税

不動産の表示 権利書等の記載どおりに正確に記入してください
ただし、所在欄の町名は新町名を記入してください

【土地の表示】

所在	地番	地目	地積 m ²	
横浜市保土ヶ谷区西谷三丁目	742番	宅地	123	45

新町名を記入 従来の地番

【建物の表示】

所在	家屋番号	種類	構造	床面積 m ²	
横浜市保土ヶ谷区西谷三丁目742番地	742番	居宅	木造瓦葺2階建	1階 56	78
				2階 23	45

新町名を記入 従来の地番

マイナンバーカード(個人番号カード) を新たに取得される方の申請手続(任意)

【マイナンバー制度全般に関する問い合わせ先】
マイナンバー総合フリーダイヤル
☎0120-95-0178

※既にお持ちの方の手続は8ページ参照

保土ヶ谷区西谷地区の住居表実施に伴い、皆様の住所の表記が令和2年10月19日に変わります。住居表示実施後、ご自身のマイナンバーを証明するためには、①マイナンバーカードをご取得いただく、②マイナンバーが記載された「住民票の写し」または「住民票記載事項証明書」をご取得いただく(1通300円)、のいずれかの方法となります。

これからマイナンバーカードの申請を希望される方は、10月19日以降に、18ページ目の記入例をご確認の上、申請方法に沿って申請していただきますようお願いいたします。

なお、マイナンバーの申請は任意です。



おもて面



うら面

マイナンバーカードの申請方法

1 郵送で申請する場合

① 申請書を記入する

平成27年にお届けした、通知カードの下に付いていた交付申請書がある場合は、住所や名前があらかじめ記入されていますので、作成日を記入し署名、押印の上、写真を貼付けてください。

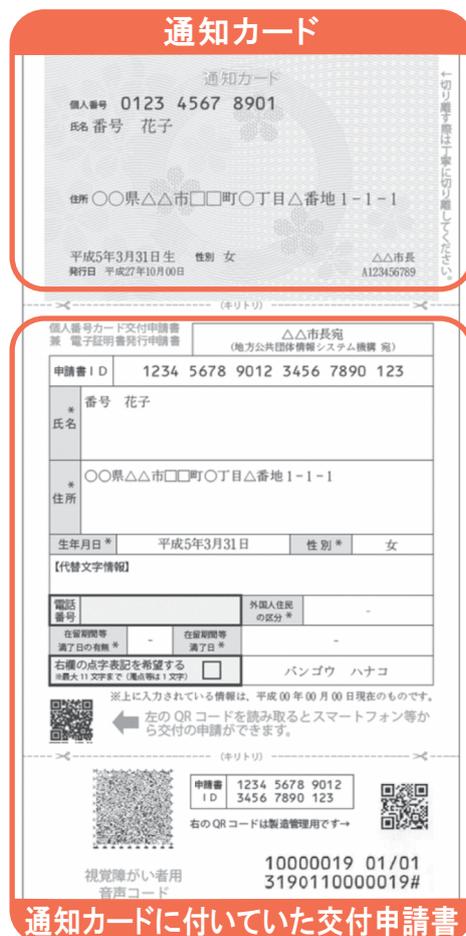
通知カードに付いていた交付申請書がない方は、同封した白紙の交付申請書に、必要事項を記載してください。

② 申請先に送付

通知カードと一緒に送られた申請専用の封筒に申請書を入れて、ポストに投函してください。

申請専用の封筒がない方は、同封の「申請書送付用封筒の作成について」をご確認いただき、封筒を作成してください。

※ご自身で封筒をご用意いただく場合は、縦型の定形封筒に「申請書送付用封筒の作成について」の1ページ目にある宛名を切り取ってご使用ください。(切手は不要です。)



通知カードに付いていた交付申請書

《申請書の送付先》

〒219-8650

日本郵便株式会社 川崎東郵便局 郵便私書箱第2号

地方公共団体情報システム機構

個人番号カード交付申請書受付センター 宛

※申請専用の封筒または②の宛名を使用しない場合の送料は、申請者のご負担となります。

③マイナンバーカード交付通知書(案内ハガキ)の受取

保土ヶ谷区役所から交付通知書が届きます。マイナンバーカードの受取方法の詳細は、

交付通知書に案内しておりますが、区役所窓口でのお受け取りになります。※要予約

※申請からカードの発行まで1～2か月程度のお時間を頂戴します。

2 区役所窓口で申請する場合

※期間限定(令和2年7月10日～令和3年3月(予定))で、横浜駅にマイナンバーカード臨時申請窓口が開所しています。詳細は、同封のチラシをご覧ください。

①区役所に来庁する

・申請には申請者ご本人の来庁が必要です。(任意代理人による申請は不可)

※申請者ご本人が、15歳未満・成年後見制度を利用している場合も必ず申請者本人の同行が必要です。

・設定する暗証番号は申請時に区役所戸籍課へ提出する必要があります。

※暗証番号はあらかじめ、決めておくようお願いします。

・マイナンバーカードは原則、申請者の住所地あてに本人限定受取(特例型)で郵送します。

【持ち物】

・通知カード ※申請を受理後、通知カードは回収します。

・住民基本台帳カード(交付を受けている方のみ)

・顔写真(縦4.5cm、横3.5cm)

・本人確認書類

①官公署が発行した顔写真付き(運転免許証等) 1点

②本人の氏名と住所又は氏名と生年月日が確認できる資料(健康保険証等) 1点

} 合計2点

【参考】暗証番号の種類

1 署名用電子証明書→英数字6文字以上16文字以下

(英字は大文字のみ設定可能です。英字と数字を組み合わせてください。)

2 利用者証明用電子証明書→数字4文字

3 住民基本台帳事務用→数字4文字

4 券面事項入力補助用→数字4文字

} 2、3、4は同じ暗証番号を使用できます。

②マイナンバーカードのお届け

区役所から申請時の住所地にマイナンバーカードを本人限定受取(特例型)でお届けします。

※受取時に本人確認資料の提示が必要です。

※申請からカードの発行まで1～2か月程度のお時間を頂戴します。

3 パソコンやインターネットでの申請方法

郵送や区役所窓口での申請のほか、パソコンやインターネットからも申請することが可能です。

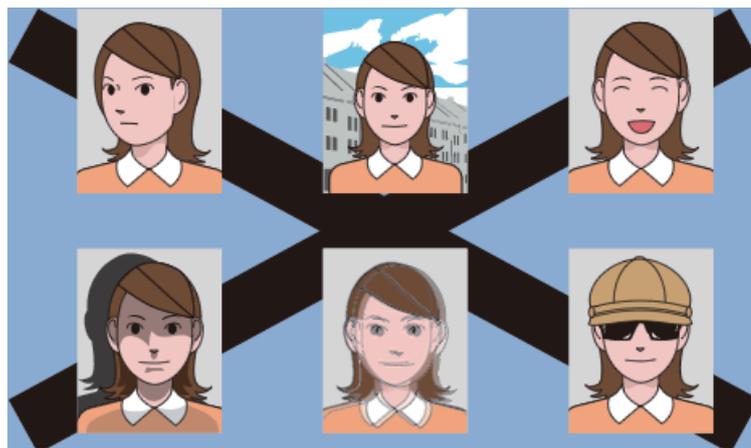
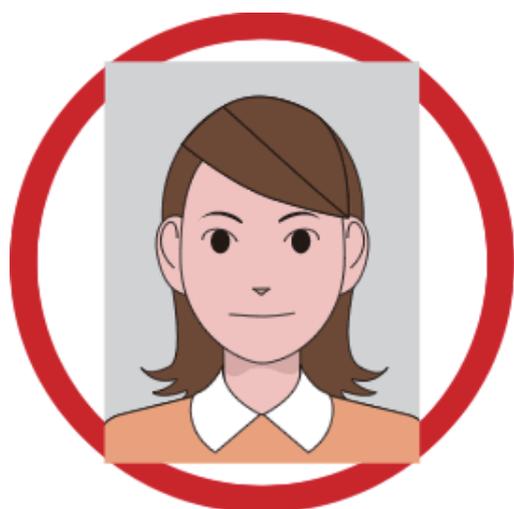
※通知カードに同封された交付申請書に記載の「申請書ID」が必要な場合があります。

詳しくはマイナンバーカード総合サイトをご覧ください。

(<https://www.kojinbango-card.go.jp/kofushinse/>)

◇顔写真の規格等

指定の規格を満たした写真を申請書に添付してください。



- ・縦4.5cm×横3.5cm（ふちなし）
- ・最近6か月以内に撮影されたもの
- ・無帽、正面、無背景で撮影されたもの
- ・裏面に氏名、生年月日を記入してください
- ・白黒の写真でも可

注意

■宗教上または医療上の理由により、顔の輪郭が分かる範囲で頭部を布等で覆う写真を使用する方や、乳幼児、障がいのある方または寝たきりの方等、やむを得ない理由により適切な規格の写真を撮影できない場合

下記のいずれかのご対応をいただくことで使用可能といたします。

- ・お住まいの市区町村に電話し、または来庁して、申請書IDを伝えてください。
- ・交付申請書の表面の氏名欄に理由を記載して、交付申請書IDを送付してください。
- ・個人番号カードコールセンターに電話して、申請書IDを伝えてください。

※各市区町村の窓口で、マイナンバーカードの交付時にご事情を確認させていただく場合がございます。

※顔写真が規格外（暗い、トリミングができない等）である場合や、顔写真以外の理由で不備となることがありますのでご注意ください。

記入例

個人番号は、必ず記入してください。

外国人住民の区分は、以下を記入してください。
 ・中長期在留者 ・特別永住者 ・一時庇護許可者
 ・仮滞在許可者 ・出生による経過滞在者
 ・国籍喪失による経過滞在者

個人番号カード交付申請書 兼 電子証明書発行/更新申請書

様式

(地方公共団体情報システム機構 宛)		長宛	
個人番号※1	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2		
氏名*	番号 花子		
住所*	神奈川県横浜市保土ヶ谷区〇丁目△番□号		
	平成元年3月31日	性別*	男・♀
電話番号※2	978-654-3210		外国人住民の区分
点字※3	点字表記を希望する (最大11文字まで、濁点等は1文字) <input type="checkbox"/>		在留期間等満了日の有無
			在留期間等満了日

日中に連絡のつく電話番号を記入してください。

顔写真貼付欄
 サイズ (縦4.5cm×横3.5cm)
 ・最近6ヶ月以内に撮影
 ・正面、無帽、無背景の
 ・裏面に、氏名、生年月日
 記入してください。

在留カード等に在留期間の満了の日が記載されている方は、「有」と記入してください。

申請者本人が記入してください。

りがあると、個人番号カード及び電子証明書を正しく発行できませんので、誤りのないよう
 合は電話で連絡することがありますので、日中に連絡のつく電話番号を記入してください。
 の場合、□欄にチェックをつけてください。住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認
 で、濁点等は1文字) が点字で表記されます。

在留カード等に記載の在留機関の満了の日を記入してください。

以上の内容に間違いのないことを確認しましたので、個人番号カードの交付及び電子証明書発行を申請します。

申請日 令和2年11月6日

申請者氏名 (自署)

印

発行を希望しない電子証明書がある場合、□欄にチェックをつけてください。

- 署名用電子証明書 ※ 不要
- 利用者証明用電子証明書 不要

※15歳未満の方、成年被後見人の方には原則発行されません。

【ご注意】電子証明書は、e-Tax等の電子申請、マイナポータルへのログイン、コンビニ交付サービスなど多様なサービスを提供するためのものです。
 □欄にチェックを入れる場合には、電子証明書の機能が搭載されないこととなります。

15歳未満の方、成年被後見人の方が個人番号カード交付及び電子証明書発行申請を行う場合は、以下に代理人氏名、住所、電話番号、本人との関係を記入してください。

代理人記載欄	ふりがな		本人との関係
	代理人氏名 (自署)	印	
	代理人住所	(電話番号:)	

※ 申請内容に不備のある場合は電話で連絡することがありますので、日中に連絡がつく電話番号を記入してください。

【注意事項】

*印のついた項目について、個人番号カード及び電子証明書は、住民票に記載の情報で発行されます。

申請者が15歳未満の方、成年被後見人の方の場合は、代理人欄記載欄に法定代理人が記入してください。

よくある質問

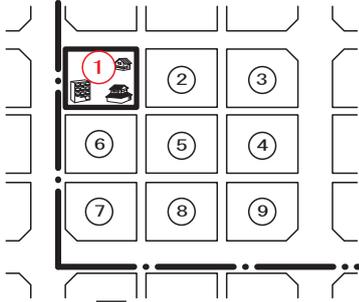
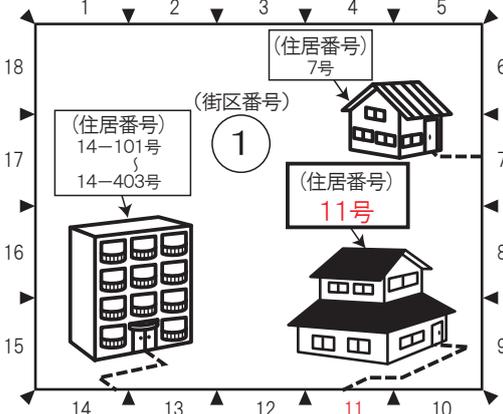
【手続について】

Q.1	「住居表示変更通知書」や「本籍更正通知書」が届いていません。
A.	<ul style="list-style-type: none"> ・住居表示変更通知書 …………… 9月中旬 ・本籍更正通知書 …………… 10月下旬 <p>上記の時期に郵送でお届けする予定ですが、しばらくしても手元に届かない場合は、横浜市市民局窓口サービス課住居表示担当(☎ 671-2320)にお問い合わせください。</p>
Q.2	「住居表示変更通知書」や「本籍更正通知書」のコピーは有効ですか。
A.	手続先によっては、コピーでも良い場合もあります。各手続先にご確認ください。
Q.3	「住居表示変更通知書」や「本籍更正通知書」の枚数が不足する場合、「住居表示変更証明書」や「土地の名称等の変更証明書」の請求は、区役所窓口でもできますか。
A.	<p>区役所窓口でのご請求も可能です。</p> <p>令和2年10月19日(月)以降に、以下の窓口で、期限なく無料で発行いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住居表示変更証明書 … 保土ヶ谷区役所戸籍課登録担当窓口(1階2番窓口) ・土地の名称等の変更証明書 … 保土ヶ谷区役所戸籍課戸籍担当窓口(1階1番窓口) <p>※住居表示実施後は窓口が混雑しますので、お急ぎでない方は、令和3年1月中旬以降にご来庁をお願いいたします。</p>
Q.4	「お知らせ用はがき」が不足する場合、追加してもらえますか。
A.	<p>数に限りがありますが、保土ヶ谷郵便局及び横浜西谷郵便局で追加分の受け取りが可能です。</p> <p>詳細は、保土ヶ谷郵便局(☎ 333-7423)にお問い合わせください。</p>
Q.5	「お知らせ用はがき」はいつまで使用できますか。
A.	特に期限はありませんが、住居表示実施後、1年以内のご使用をお願いいたします。
Q.6	住居表示実施後1年間を過ぎても、旧住所の郵便物を送ってもらえるようにすることはできますか。
A.	<p>住居表示実施後1年間を過ぎた場合は、郵便物を必ずしもお届けできるとは限りません。</p> <p>1年の間に、住所変更の手続をお願いいたします。</p>
Q.7	不動産の手続をしたいのですが、管轄の法務局がわかりません。
A.	<p>法務局のホームページに管轄の案内が掲載されています。</p> <p>不動産の所在が保土ヶ谷区の場合は、横浜地方法務局神奈川出張所(☎ 431-5353)です。</p> <p style="text-align: right;"> <input type="button" value="法務局 管轄"/> <input type="button" value="検索"/> </p>
Q.8	転籍して本籍と住所の表示を合わせることができますか。
A.	<p>これまで住所と本籍の表示(番地の部分)が同じだった方は、住居表示実施後は異なる表示となります。このため、転籍により、「街区番号(○番)」まで住所に合わせることができますので、希望される方は保土ヶ谷区役所戸籍課戸籍担当(1階1番窓口)へお越しください。 (住所と本籍の表し方については、5ページを参照してください。)</p> <p>なお、転籍の手続には、戸籍の筆頭者及び配偶者それぞれの署名・押印が必要です。</p> <p>また、転籍をすると、運転免許証などの変更手続の際、別途郵送する「本籍更正通知書」(または「土地の名称等の変更証明書」)の他に、転籍したことがわかる証明書(本籍地の記載されている住民票など ※有料)が必要となりますので、ご注意ください。</p> <p>転籍の手続についての詳細は横浜市コールセンター(☎664-2525)または保土ヶ谷区役所戸籍課戸籍担当(☎334-6231)にお問い合わせください。</p>

Q.9	住居表示実施後、建物を建て替える場合に必要な手続はありますか。
A.	同じ敷地であっても、建て替える場合は保土ヶ谷区役所戸籍課登録担当(1階4番窓口)で付番申請(「建築物異動届」の提出)が必要です。
Q.10	運輸局で印鑑証明書が必要な手続がありますが、旧住所で取得したものでも、有効期限内であれば使用しても問題ありませんか。
A.	住居表示変更通知書とあわせてご使用いただければ、旧住所の印鑑証明書でも、原則受付できます。詳細は、手続先へお問い合わせください。
Q.11	年末調整に提出する書類は、住居表示実施前の住所に届いたものでも使えますか。
A.	住居表示実施前の住所で届いた書類でも差し支えなく、年末調整・確定申告を行う際に新住所で申告していただけます。住居表示変更通知書の添付は不要です。

【制度について】

Q.12	なぜ、住所と本籍・不動産(土地)の表示が異なるのですか。
A.	これまで、地番(土地を管理するために付けられた番号)を用いて住所や本籍を表していたため、住所・本籍・不動産(土地)の表示は同じでした。 西谷町では、住居表示実施により住所を新しく付け替え、町名が変更されますが、地番自体は変更されません。そのため、住居表示を用いた住所と地番を用いた本籍・不動産(土地)が異なる表示となります。 (住所・本籍・不動産(土地)の表示の具体例は5ページを参照してください。)

Q.13	住所の街区番号と住居番号はどのように決まるのですか。
A.	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;">  <p>① 町界の変更と新町名 【例】西谷三丁目 町の境界を道路・河川・鉄道などに沿ったものに改め、分かりやすくします。 また、適切な大きさの町となるように分割し、新しい町名をつけます。</p> </div> <div style="width: 45%;">  <p>② 街区番号 【例】西谷三丁目1番 その町の中で道路などで囲まれた区画(街区)に連続して番号(街区番号)を振ります。</p> </div> </div> <div style="margin-top: 20px;">  <p>③ 住居番号 【例】西谷三丁目1番11号 街区の周囲を一定間隔に区切り、起点を定めて連続した番号(基礎番号)を振ります。 出入口がどの基礎番号に出るかによって、その建物の番号(住居番号)を決めます。</p> </div>

関係機関のご案内

住居表示全般に関すること

■横浜市役所

市民局窓口サービス課
住居表示担当

☎ 671-2320 FAX 664-5295
Eメール sh-juukyo@city.yokohama.jp
〒231-0005 中区本町6丁目50番地の10

各種手続に関すること

地図1

■保土ヶ谷区役所

☎ 334-6262(代表)
〒240-0001
保土ヶ谷区川辺町2番地9

- ・戸籍課戸籍担当(1階1番窓口)
☎ 334-6231
- ・戸籍課登録担当(1階4番窓口)
☎ 334-6234
- ・保険年金課保険係(1階7番・8番窓口)
☎ 334-6335・6338
- ・保険年金課国民年金係(1階9番窓口)
☎ 334-6332

■保土ヶ谷警察署

☎ 335-0110(代表)
〒240-0001 保土ヶ谷区川辺町2番地7

■日本郵便株式会社 保土ヶ谷郵便局

☎ 333-7423(代表)
〒240-8799 保土ヶ谷区川辺町2番地8

■日本郵便株式会社 横浜西谷郵便局

☎ 371-1711(郵便サービス)
〒240-0052 保土ヶ谷区西谷町802番地
【新住所:西谷三丁目8番22号】

■横浜西年金事務所

地図2

☎ 820-6655
〒244-8580 横浜市戸塚区川上町87番地1
ウエルストーン1ビル2階
JR横須賀線「東戸塚駅」下車、駅西口から徒歩2分
※駐車場及び駐輪場なし

■運転免許センター

地図3

☎ 365-3111
〒241-0815 旭区中尾一丁目1番1号
相鉄線「二俣川駅」
バス(5分):1番乗り場、「運転免許センター」下車
または駅北口から徒歩15分

■関東運輸局神奈川運輸支局

地図4

☎ 050-5540-2035(音声)
〒224-0053 都筑区池辺町3540番地
JR横浜線・市営地下鉄「新横浜駅」
バス(25分):2番乗り場(市03)、「梅田橋」下車

■軽自動車検査協会神奈川事務所

☎ 050-3816-3118
〒224-0054 都筑区佐江戸町770番地1
JR横浜線「鴨居駅」下車、
駅北口から徒歩16分

■横浜地方法務局神奈川出張所

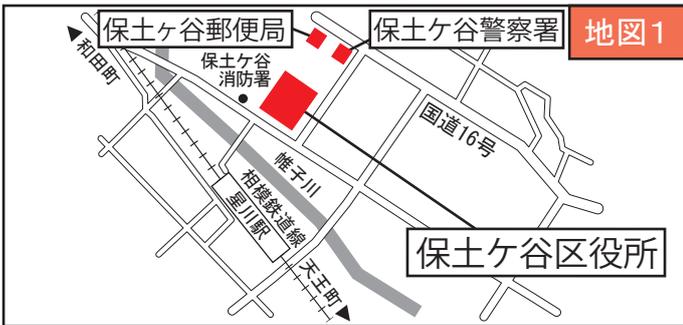
地図5

☎ 431-5353
〒221-0061 神奈川区七島町117番地
京浜急行線「子安駅」徒歩5分

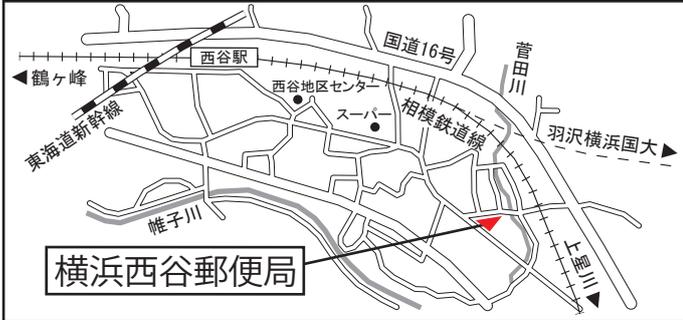
■横浜地方法務局法人登記部門

地図6

☎ 641-7461(代表)
〒231-8411 中区北仲通5丁目57番地
横浜第2合同庁舎6階
みなとみらい線「馬車道駅」徒歩1分
JR・市営地下鉄「桜木町駅」徒歩7分



地図1



横浜西谷郵便局



横浜西年金事務所
(ウエルストーン1ビル2階)

地図2



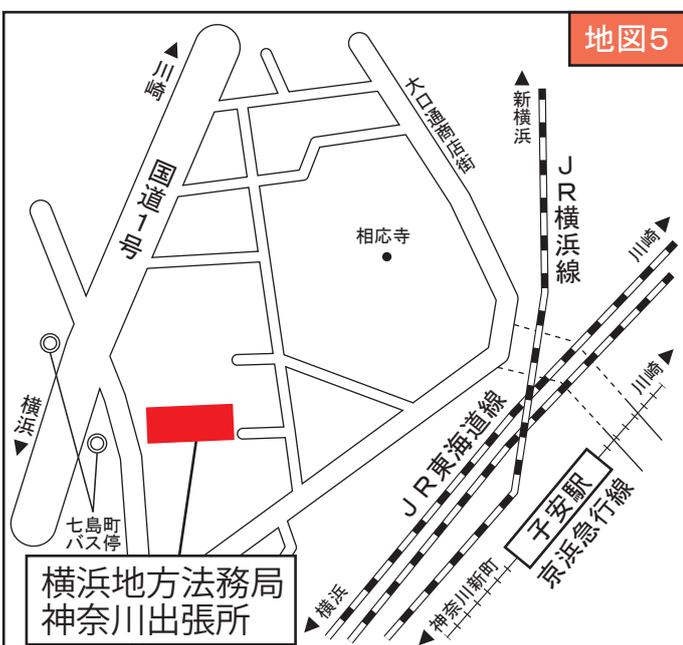
運転免許センター

地図3



軽自動車検査協会
神奈川事務所

地図4



横浜地方法務局
神奈川出張所

地図5



横浜地方法務局
法人登記部門
(横浜第2合同庁舎6階)

地図6



横浜市